

岩手県告示第763号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成19年岩手県告示第750号）で告示した雫石川東部鳥獣保護区、岩洞湖鳥獣保護区及び洋野町滝沢鳥獣保護区の区域の表示を次のとおり変更した。

平成29年10月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 変更後の雫石川東部鳥獣保護区の区域の表示 盛岡市地内の主要地方道盛岡和賀線と市道西仙北上太田2号線との交点を起点とし、起点から主要地方道盛岡和賀線を北東に進み市道太田橋中川町線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み雫石川左岸堤防との交点に至り、同点から同堤防を南東に進み盛岡市盛岡駅西通二丁目と雫石川の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み盛岡市盛岡駅前通と雫石川の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進みJR東北本線との交点に至り、同点から同線を南東に進み雫石川右岸堤防との交点に至り、同点から同堤防を南西に進み市道西仙北町太田1号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道西仙北上太田2号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 2 変更後の岩洞湖鳥獣保護区の区域の表示 盛岡市地内の国道455号と岩洞湖堰堤との交点を起点とし、起点から国道455号を南西に進み岩洞湖南端小石川堰堤との交点に至り、同点から同堰堤を北西に進み岩洞発電所取水塔から岩洞湖小堰堤に至る道路との交点に至り、同点から同道路を北西に進み岩洞発電所取水塔管理用道路との交点に至り、同点から同道路を西に進み市道一ノ渡岩洞湖線との交点に至り、市道一ノ渡岩洞湖線から同線へ至る経路との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道一ノ渡岩洞湖線との交点に至り、同点から同市道を東に進み岩洞湖堰堤との交点に至り、同点から同堰堤を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 3 変更後の洋野町滝沢鳥獣保護区の区域の表示 九戸郡洋野町地内の町道城内田毛線と町道城内牧野線に通じる山道との交点を起点とし、起点から町道城内田毛線を南西に進み町道滝沢大滝線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み民有林123及び125林班と国有林三陸北部森林管理署久慈支署193及び194林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み、岩手県と青森県の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み、センノギ沢との交点に至り、同点から同沢を南に進み、町道城内牧野線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道城内牧野線に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域